



第2回 吉野川市上下水道事業経営審議会

下水道事業の経営戦略ならびに 料金改定の必要性について

令和6年9月26日

次 第

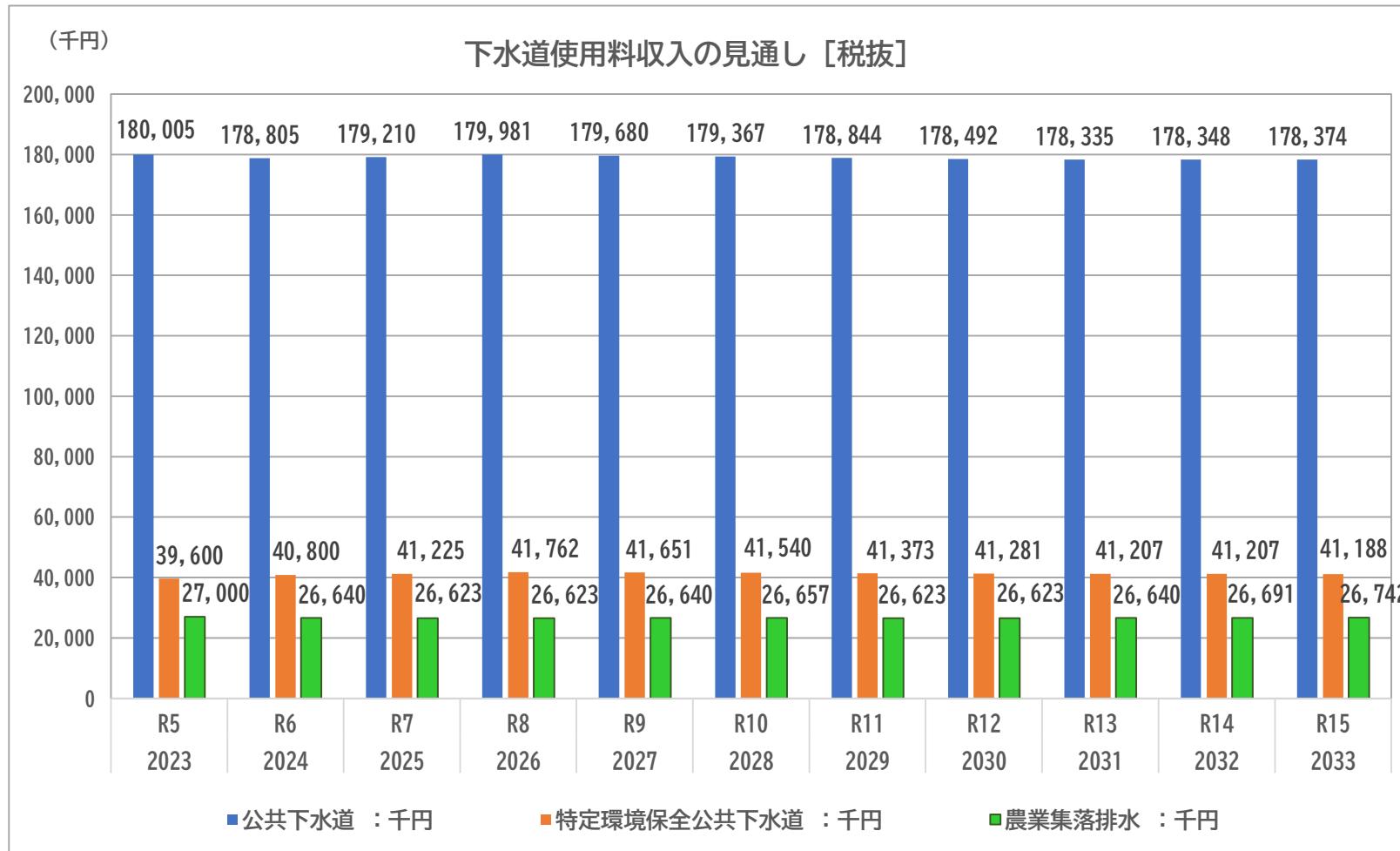
1. 本市下水道の使用料について
2. 公共下水道の使用料（改定・案）
3. 公共下水道の接続促進について

1. 本市下水道の使用料について

(1) 下水道使用料の今後の見込み

■ 下水道使用料の推移

- ・3事業ともに、人口減少及び節水機器の普及等に伴い使用水量が減少



1. 本市下水道の使用料について

(2) 下水道使用料体系（令和元年10月1日改正）

【税込】

公共

一般家庭用使用料【税込】

1,980円／20m³・月

99.0円／m³・月

【税抜】

1,800円／20m³・月

90.0円／m³・月

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	880 円
	超過料金	10m ³ を超える 1m ³ につき	110 円
公衆浴場等汚水	基本料金	100m ³ まで	3,300 円
	超過料金	100m ³ を超える 1m ³ につき	16 円

特環

一般家庭用使用料【税込】

2,750円／20 m³・月

137.5円／m³・月

【税抜】

2,500円／20m³・月

125.0円／m³・月

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100 円
	超過料金	10m ³ を超える 1m ³ につき	165 円
工場排水、事業所等汚水	基本料金	100m ³ まで	3,300 円
	超過料金	100m ³ を超える 1m ³ につき	23 円

農集

一般家庭用使用料【税込】

2,750円／20 m³・月

137.5円／m³・月

【税抜】

2,500円／20m³・月

125.0円／m³・月

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100 円
	超過料金	10m ³ を超える 1m ³ につき	165 円

出典：吉野川市下水道条例（平成16年10月1日 条例第195号 別表第25条関係）

1. 本市下水道の使用料について

(3) 下水道使用料の負担の原則

雨水公費・汚水私費の原則

下水処理費



雨水にかかる経費



公費（一般会計繰入金）

雨水は自然現象によるものであり、本市は、喜来ポンプ場を整備して浸水などの被害を防いでいます。雨水にかかる経費は公費（一般会計繰入金）で負担します。



汚水にかかる経費



私費（下水道使用料）

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながります。

1. 本市下水道の使用料について

(4) 下水道使用料の対象経費

下水道事業を行うための経費（汚水処理費）

(1) 維持管理費

▶ 下水道サービスを提供するために必要な費用

(2) 資本費

▶ 企業債の支払利息

▶ 減価償却費（長期前受金戻入は控除する）

※長期前受金戻入とは
固定資産取得の財源と
なった補助金などについ
て、減価償却に見合った
額を収益化した会計処理
上の収益のこと



・人件費
・動力費
・修繕費
・委託料 など

・企業債の支払利息
・減価償却費

収支均衡で、
経費回収率
100%

1. 本市下水道の使用料の現状

(5) 下水道使用料収入と汚水処理費（令和4年度）

【単位：千円・税抜】

内 容		公共	特環	農集	3事業・計
下水道使用料 合計	①= (イ+口)	215,442	40,910	26,960	283,312
下水道使用料	(イ)	180,236	40,910	26,960	248,106
浄化槽汚泥等負担金	(口)	35,206	-	-	35,206
維持管理費 計	②= (ハ+ニ+ホ+ヘ)	154,642	50,880	38,017	243,539
管渠費	(ハ)	4,722	2,389	578	7,689
ポンプ場費	(ニ)	2,612	0	0	2,612
処理場費	(ホ)	99,440	32,921	28,489	160,850
総係費	(ヘ)	47,868	15,570	8,950	72,388
資本費 計	③= (ト+チ+リ-ヌ)	254,184	141,740	49,041	444,965
企業債等利息	(ト)	66,773	45,165	12,770	124,708
減価償却費	(チ)	393,217	209,311	94,905	697,433
資産減耗費	(リ)	1,947	0	570	2,517
長期前受金戻入	(ヌ)	207,753	112,736	59,204	379,693
汚水処理費 計	④=②+③	408,826	192,620	87,058	688,504
公費（一般会計）負担分：基準内繰入金	⑤	58,609	138,484	49,076	246,169
公費（一般会計）負担分：受託事業収益	⑥	1,316	0	0	1,316
汚水処理費（公費負担分を控除）合計	⑦=④-⑤-⑥	348,901	54,136	37,982	441,019
差引収支	⑧=①-⑦	-133,459	-13,226	-11,022	-157,707
経費回収率 (%)	⑨=①÷⑦	61.75	75.57	70.98	64.24



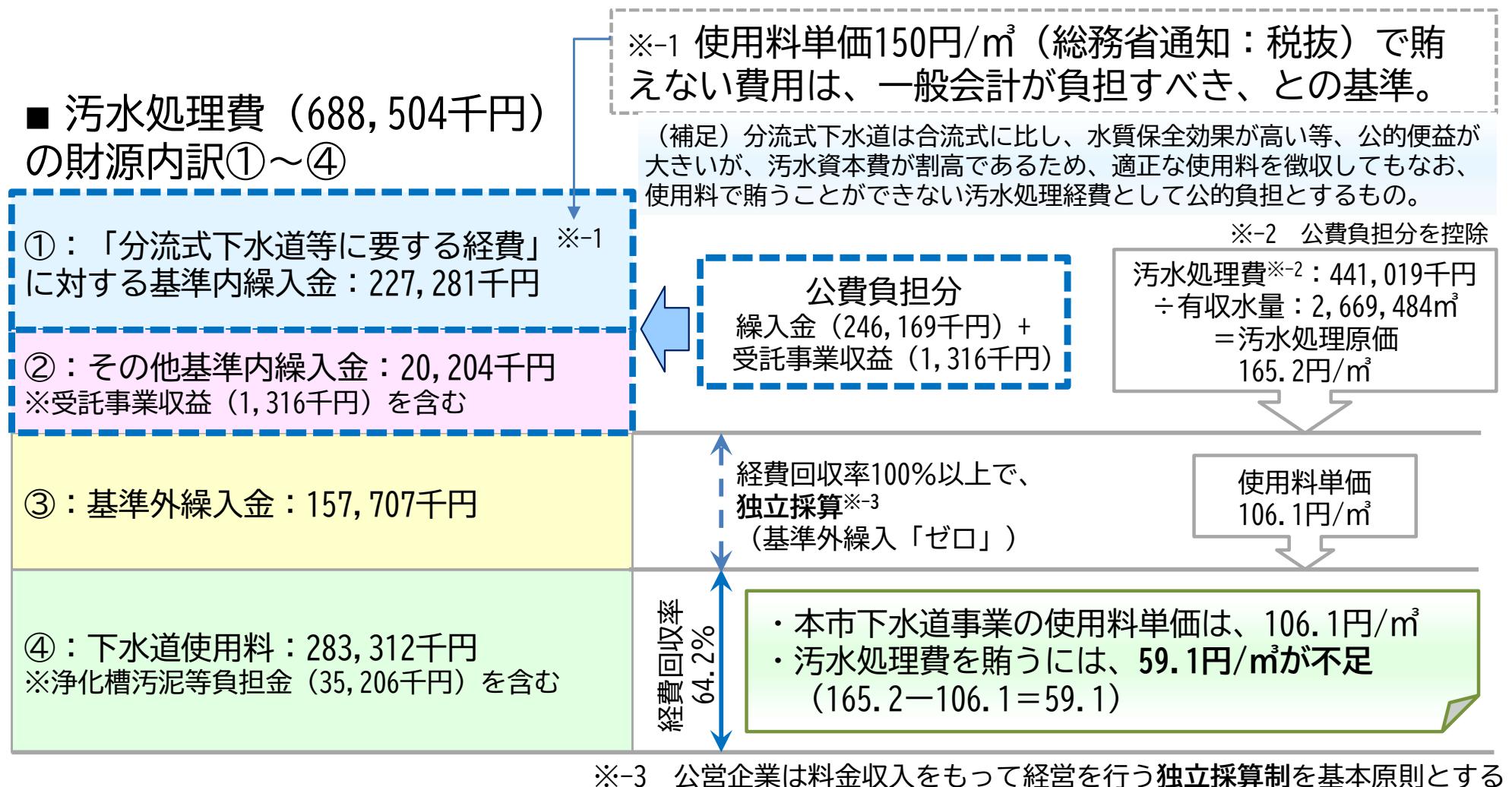
<維持管理費の主な内訳>

管渠費	管渠の清掃等維持補修に要する経費（材料費、修繕費、委託料など）
処理場費	処理場の運転、汚泥処理、維持補修等に要する経費 (動力費、修繕費、委託料、手数料など)
総係費	事業全般にわたる管理運営及び使用料の徴収等に要する経費 (職員人件費、委託料、負担金など)

1. 本市下水道の使用料の現状

(6) 汚水処理費の財源構成（令和4年度）

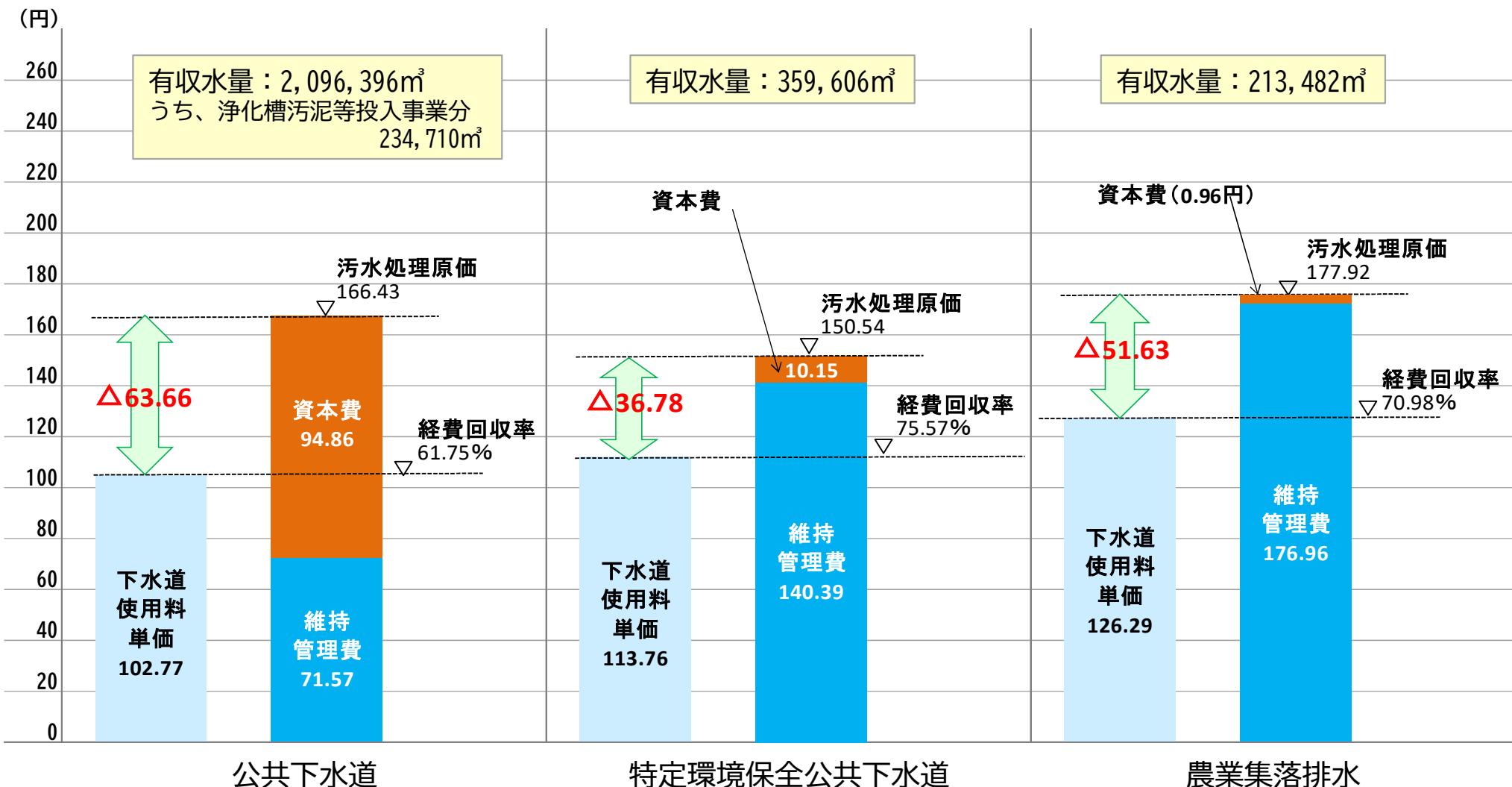
P-5に示す3事業計の汚水処理費と主な財源構成【税抜】



1. 本市下水道の使用料について

(7) 1m³当たり「下水道使用料単価と汚水処理原価」（令和4年度）

【下水道使用料単価と汚水処理原価（公費負担分を控除）の内訳・税抜】



2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（1）使用料を改定する必要性

1) 現行の下水道使用料

- ・3事業で料金水準は異なり、**公共のみ安価**です。（P-2 参照）

2) 本市下水道の将来の事業環境

- ・人口減少等により**使用料収入は減少する見通し**です。（P-1 参照）
- ・**既存施設の適正な維持管理及び老朽化施設の計画的な改築更新**に取り組む必要があります。

3) 下水道使用料改定の必要性

- ・下水道事業における汚水処理費は、使用者からの下水道使用料収入を財源とすることが原則ですが、本市では汚水処理費を下水道使用料で賄えていない状況にあります。（P-5, 6 参照）

※下水道使用料単価と汚水処理原価との比較でも同様（P-7 参照）

- ・**公共は、浄化槽汚泥等投入事業の効果を見込んでいますが、それでも不足額は最も大きく、下水道使用料の適正化に向け、まずは下水道使用者の経済的負担の公平性から、料金格差を解消する必要があります。**

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

(2) 下水道使用料の基本原則

地方財政法

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、**当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。**

下水道法

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用的な態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（3）使用料の改定の考え方（案）

■ 使用料単価の説明（令和4年度末）

- ・料金改定率について、「一般家庭汚水」を検討します。
- ・改定率（案）の検討において使用する使用料単価は、
『② 使用料単価（一般家庭汚水）』を採用します。

【単位：円／m³・税抜】

事業	① 使用料単価 (全体：有収水量)	② 使用料単価 (一般家庭汚水)
公共	102.8	90.0
特環	113.8	125.0
農集	126.3	125.0

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（4）使用料の改定率（案）

一般家庭汚水 改定 ① 案

【趣旨】

財源不足分として充当している基準外繰入金を減らすため、総務省通知において最低限行うべき経営努力の一つとして示されている使用料単価150円／ m^3 （3,000円／20 m^3 ・月）に改定します。

■ 1か月20 m^3 使用の場合

- ・現行使用料単価：90.0円／ m^3 【税抜】
- ・目標単価：150.0円／ m^3 ←改定後の単価

（参考：総務省通知：150円／ m^3 <3,000円／20 m^3 ・月>）

- ・改定率 ⇒ 約67%

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（4）使用料の改定率（案）

一般家庭汚水 改定 ② 案

【趣旨】

使用料水準について、3事業の一般家庭使用料単価を統一するように改定します。

■ 1か月20m³使用の場合

- ・現行使用料単価：90.0円／m³【税抜】
- ・目標単価：125.0円／m³ ←改定後の単価
 - ・改定率 ⇒ 約39%

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（4）使用料の改定率（案）

一般家庭汚水 改定③案

【趣旨】

改定②案よりも低い改定率として、3事業の一般家庭汚水の基本料金を統一するように改定します。

■ 1か月20m³使用の場合

- ・現行使用料単価：90.0円／m³【税抜】
- ・目標単価：100.0円／m³ ←改定後の単価
 - ・改定率 ⇒ 約11%

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（4）使用料の改定率（案）

特定排水（公衆浴場等汚水）

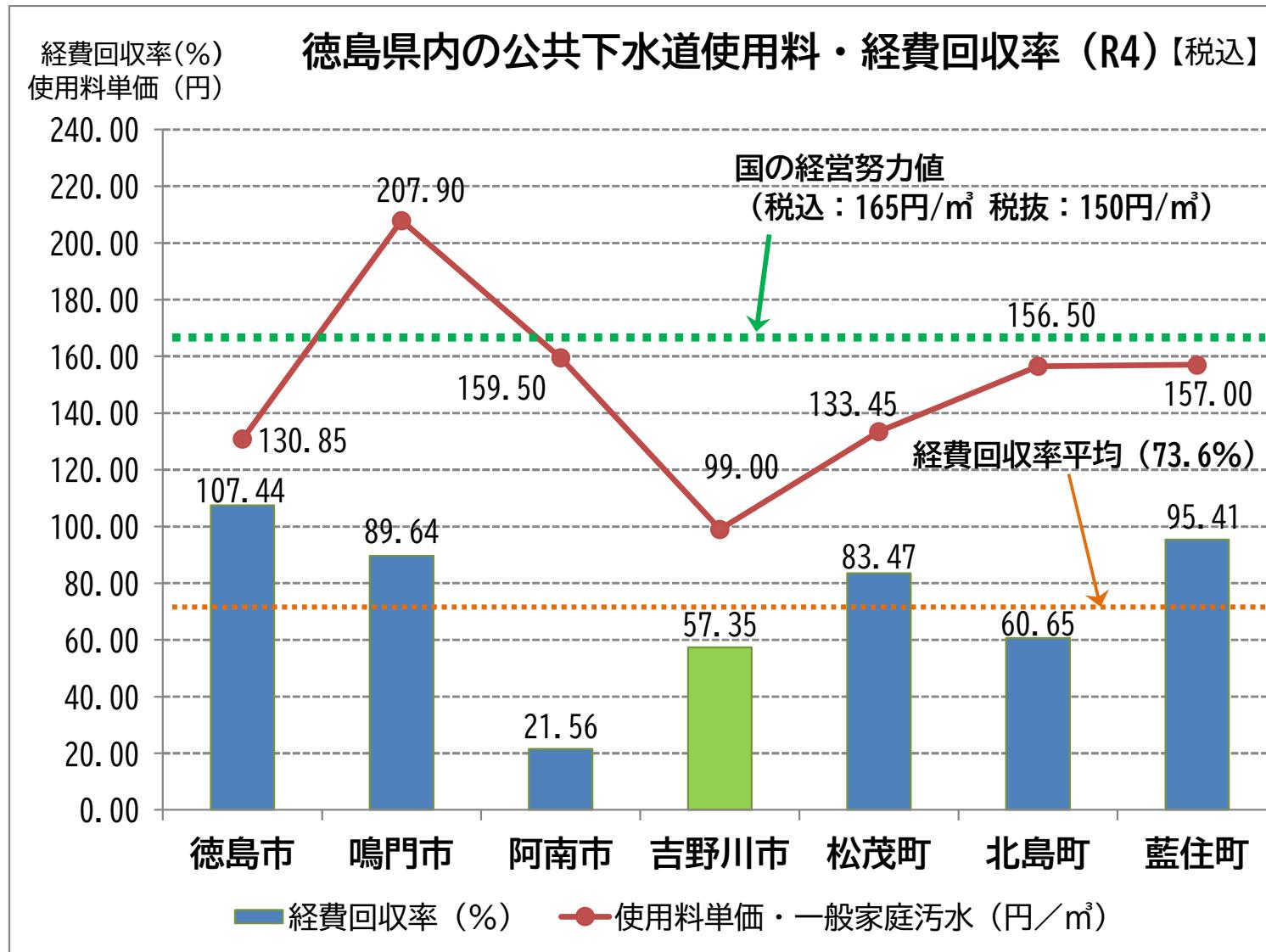
【趣旨】

特定排水（公共：公衆浴場等汚水、特環：工場排水・事業所等汚水）の使用料水準について、 100m^3 超の超過料金単価を統一するように改定します。※基本料金は統一しています

- ・ 現行使用料単価 : $16.0\text{円}/\text{m}^3$ 【税込】
- ・ 統一単価 : $23.0\text{円}/\text{m}^3$ ←改定後の単価
- ・ 改定率 ⇒ 約44%

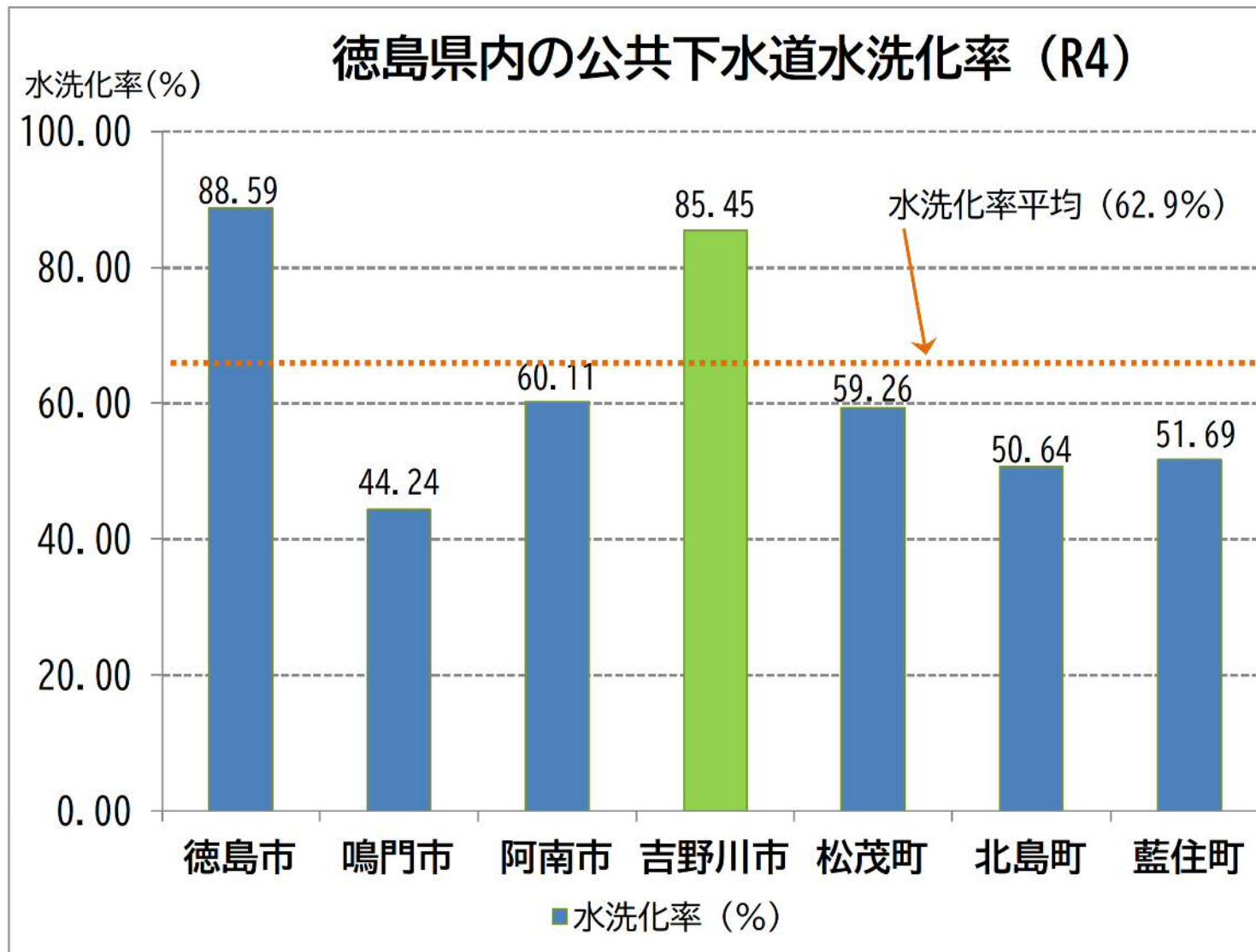
2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（5）徳島県内の経費回収率の状況（令和4年度末時点）



2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（6）徳島県内の水洗化率の状況（令和4年度末時点）



2. 公共下水道の使用料（改定・案）

(7) 改定（案）のまとめと今後の課題

(1) 一般家庭汚水

- ・改定②案とした場合は、下水道使用者の経済的負担の公平性の確保が図れます。

(2) 特定排水（公共：公衆浴場等汚水）

- ・一般家庭汚水と同様に、特環と統一します。

■ 今後の課題

- ・今回の使用料改定（案）では、下水道使用者の経済的負担の公平性確保は図ますが、依然として汚水処理費を下水道使用料で賄えていません。引き続き、経営健全化に向けた下水道使用料の適正化について検討していく必要があります。

2. 公共下水道の使用料（改定・案）

（8）参考資料（物価上昇）

■ 徳島市が公表している消費者物価指数

年 月	四国総合	徳島市総合	徳島市総合 の内 光熱・水道
R3年1月	100.1	100.0	97.5
R4年1月	100.0	100.5	108.0
R5年1月	103.4	103.7	115.2
R6年1月	106.3	106.5	107.2
R6年5月	107.5	107.5	111.4

「光熱・水道」は、8%下落しましたが、これは、政府の負担軽減策で電気代や都市ガス代が下落したためです。

■ 物価上昇の現状

- ・令和3年9月以降、29か月連続で、前年の同月を上回り、上昇率は、依然、2%台の上昇が続いています。【徳島NEWS WEB（NHK）】
- ・本市下水道事業は、使用料収入の減少と動力費等の値上げに伴う維持管理費の増大により、健全で持続可能な経営が困難になることが見込まれます。

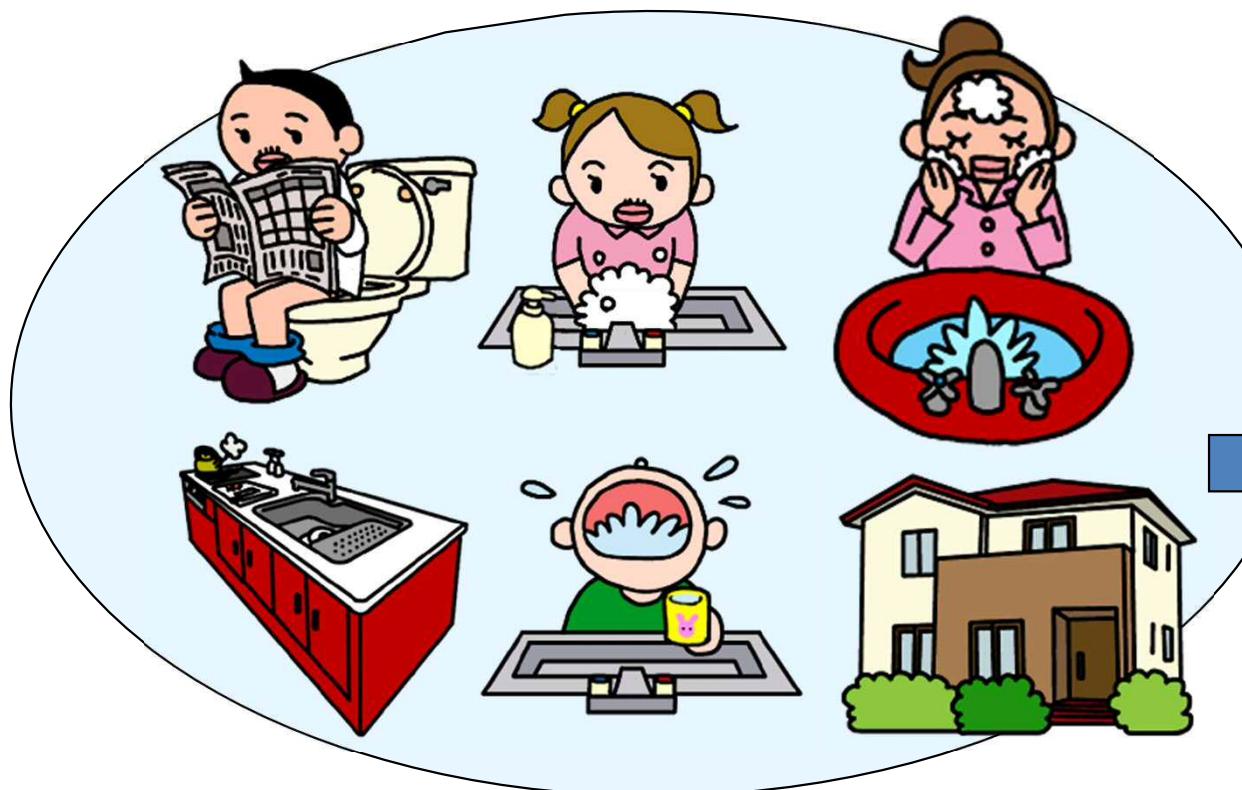
3. 下水道の接続促進について

(1) 公共下水道の役割

私たちは、水を使います。

私たちが使った汚れた水は、どこに行くのでしょうか？

私たちが使った汚れた水は。。。。



私たちが使った水は、下水道管を通って、下水処理場できれいにして、川・海に戻しています。

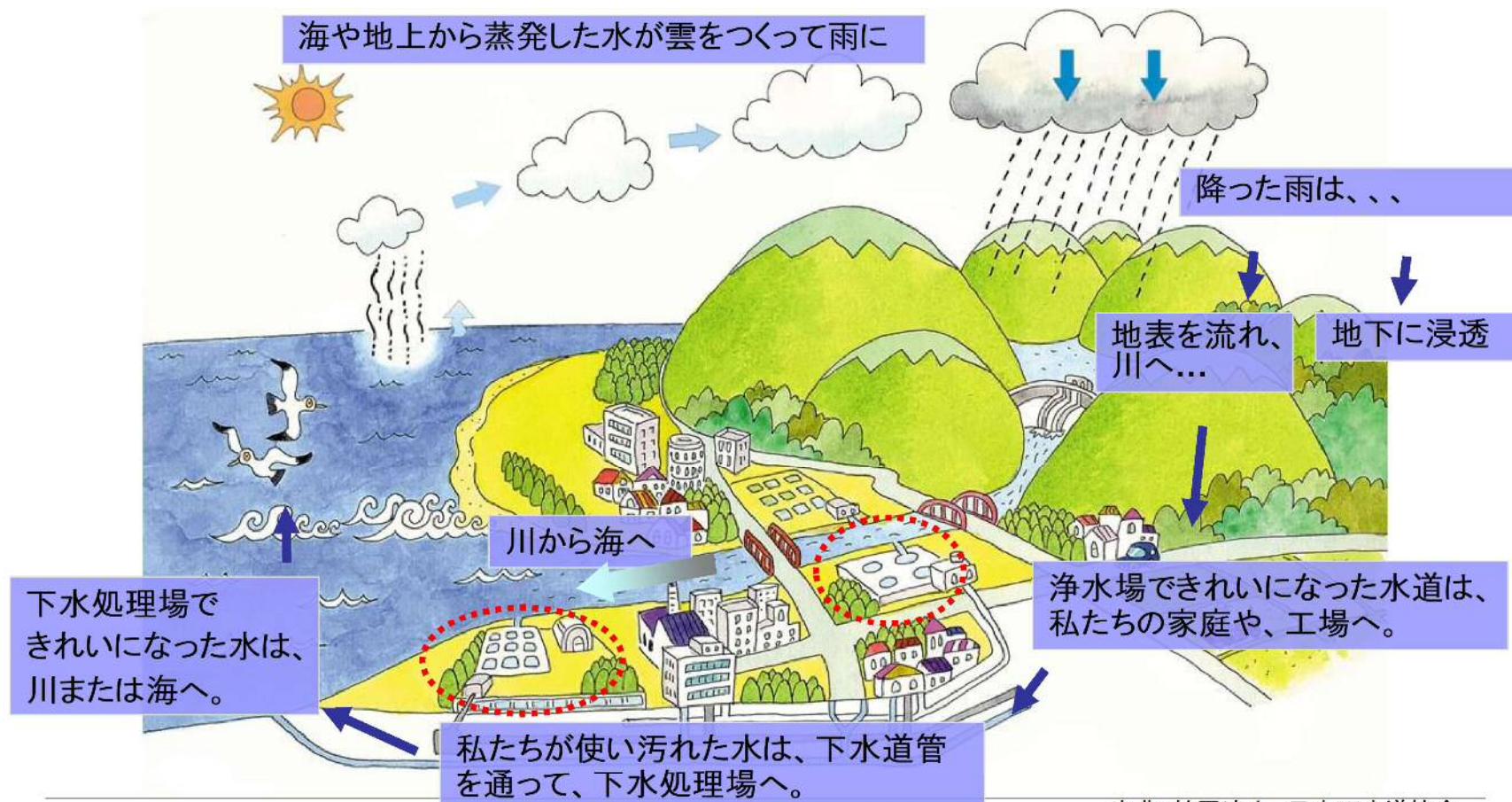


出典：社団法人 日本下水道協会

3. 下水道の接続促進について

(2) 下水道施設の継承

下水道は、「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し水環境をよみがえらせる働きをしています。大切な下水道施設を子や孫に継承しなければなりません。



出典:社団法人 日本下水道協会

(×モ)